

男女がともに輝く社会の実現のために

Vol. 1



「男女共同参画社会」とは、男女が互いの人権を尊重しながら喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会です。このような男女共同参画社会を実現していくためには、男女共同参画が身近なものであるとの認識を皆さん一人ひとりが高めながら、「男らしさ」「女らしさ」とらわれず、一人ひとりの個性を受け入れていく社会を実現していくことが必要です。

このコーナーでは、より多くの方々に男女共同参画についての理解を深めていただくために、男女共同参画社会の実現に向けたキーワードなどを掲載していきます。

掲載予定は次のとおりです。

vol.2 「ジェンダーとは？」

vol.5 「パートナーシップを築こう」

vol.3 「固定的な性別役割分担意識を見直そう」

vol.6 「エンパワーメントに向けて」

vol.4 「ワーク・ライフ・バランスについて」

vol.7 「ドメスティック・バイオレンスをなくそう」

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です！

男女共同参画啓発パンフレットをホームページに掲載していますので、この機会にぜひご覧ください！

問い合わせ先

企画財政課 政策推進グループ ☎40-5552

障害福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

身体障害者手帳の交付について

身体に一定以上の永続する障害を有する方で、身体障害者程度等級表に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

交付の手続きに必要なもの

- (1) 身体障害者手帳交付等申請書（社会福祉課窓口にて用紙があります）
- (2) 診断書・意見書（診断書・意見書の様式及び指定医師が定められています）
- (3) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
- (4) 印鑑（スタンプ印は不可）

障害の種類

視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫の機能障害

変更・再交付手続き

等級変更	障害の程度が変わったと思われる方は、写真（1枚）と指定医師の診断書を添えて申請してください。
居住地・氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要になったときは、写真（1枚）を添えて再交付の申請をしてください。

返還手続き

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき、または死亡された場合は、手帳を社会福祉課窓口にて返還してください。